

担い手向け制度資金の再構築

各種制度資金を、担い手の経営展開にとって必要な資金が円滑に供給される、分かりやすく、使いやすい資金制度とすることを旨として、抜本的に見直すとともに、法人経営の育成を加速するため、農業法人の自己資本充実のための措置を創設。

1 農業近代化資金の見直し

担い手の経営発展のための資金として再構築し、資金使途を経営改善に必要な長期資金全般（機械・施設全般及びこれに伴う長期運転資金を含む）に拡充する。

農業近代化資金 [融資枠] 4, 000 (4, 000) 億円

2 農業改良資金の見直し

① 担い手の創意工夫による高リスク農業（リスクの高い新作物分野、加工分野等への進出や新技術の導入）への取組を支援するための資金として再構築する。

② 農協等の民間金融機関から融資を行えるようにするとともに、各県農業信用基金協会による機関保証の対象とする。

農業改良資金 [融資枠] 634 (634) 億円

3 農林漁業金融公庫資金の見直し

① 農業経営基盤強化（スーパーL）資金の法人限度額を引き上げる（現行は一律5億円 → 法人の規模に応じて増加できるよう措置（10億円上限））。

② 経営体育成強化資金を土地利用型農業だけでなく、全農業種目に拡大する。

農林漁業金融公庫資金のうち

農業経営基盤強化資金 [融資枠] 950 (950) 億円

経営体育成強化資金 [融資枠] 400 (300) 億円

4 機関保証の見直し

担保や第三者保証人に依存せずに融資が受けられるよう、適切な経営改善計画を策定した担い手について、機関保証の充実を図る。

担い手育成緊急対策費補助金（新規） 856 (0) 百万円

※ なお、以上の措置と関連して、次のような運営体制の整備を図る。

① 各種経営資金の一元的融資手続の確立

担い手にとって使いやすい簡素な融資手続とするため、農業近代化資金・農林公庫資金・農業改良資金について、1つの窓口（農協、信連、公庫等）に融資申請を行えば、各融資機関が連携して融資審査を行い、最も適切な資金の融通が行われるような一元的融資手続のシステムを確立する。

② 担い手向け融資と地域農業改良普及センターとの連携

担い手の円滑な資金調達、その後の経営改善の着実な実行に資するよう、地域農業改良普及センターの各金融機関との連携による指導体制を強化する。

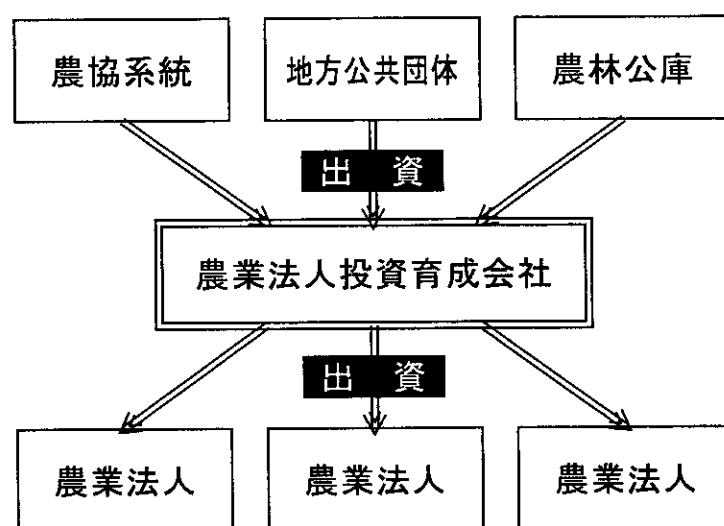
5 農業法人の自己資本充実のための措置

農協系統、地方公共団体等の出資による農業法人投資育成会社（農業法人への出資業務を行う会社）の設立を促進するため、地方公共団体に対する出資補助の措置を講ずる。

農業法人投資育成株式会社出資補助金（新規）100（ 0）百万円

（※ このほか、農林公庫からも当該会社に対して出資を行う）

農業法人投資育成会社について



[担当(窓口)課：経営局金融調整課]

担い手向け制度資金の再構築

